設計共同体における業務実績に関する要件は、代表者、構成員共に同種又は類似業務の実績を有している場合に認める。

同種業務：河道計画に関する業務かつ頭首工の概略設計に関する業務（同一業務の実績でなくても良い）

類似業務：河道計画に関する業務かつ取水堰の概略設計に関する業務（同一業務の実績でなくても良い）

⑸　配置予定技術者の資格に関する要件

１）配置予定管理技術者の資格　配置予定管理技術者については以下のいずれかの資格を有すること。

①　技術士（総合技術監理部門―建設、又は、建設部門）

②　博士（工学）（専門分野：河道計画に関する研究）

③　国土交通省登録技術者資格※１（施設分野：河川・ダム―業務：計画・調査・設計）

④　ＲＣＣＭ※２（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く）

⑤　土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級）（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く）

※１　「国土交通省登録技術者資格」とは、公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成26年11月28日付け国土交通省告示第1107号）に基づき、国土交通大臣の登録を受けた資格をいう。

ＵＲＬ：http://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000098.html

※２　ＲＣＣＭ資格試験に合格しており転職等により、登録出来ない立場にいる技術者を含む。

２）配置予定照査技術者の資格　配置予定照査技術者については以下のいずれかの資格を有すること。

①　技術士（総合技術監理部門―建設、又は、建設部門）

②　博士（工学）（専門分野：河道計画に関する研究）

③　国土交通省登録技術者資格※１（施設分野：河川・ダム―業務：計画・調査・設計）

④　ＲＣＣＭ※２（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く）

⑤　土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級）（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く）

３）外国資格を有する技術者（我が国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（土地・建設産業局建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定を受けるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

⑹　配置予定管理技術者の業務実績に関する要件　配置予定管理技術者は、平成19年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務（再委託による業務、照査技術者の実績は含まない。）において、１件以上の実績を有していること。なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。ただし、業務の実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の実績の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務を同種又は類似業務として認める。

同種業務：河道計画に関する業務かつ頭首工の概略設計に関する業務（同一業務の実績でなくても良い）

類似業務：河道計画に関する業務かつ取水堰の概略設計に関する業務（同一業務の実績でなくても良い）

なお、上記の期間に、産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第１項又は第２項の規定による休業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第２条第１号に規定する休業）及び介護休業（同条第２号に規定する休業（以下単に「休業」という。）を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間（以下「評価対象期間」という。）を延長することができるものとし、この場合においては、休業を取得したことを証明する書類を添付する。

⑺　配置予定管理技術者の手持ち業務量に関する要件

①　公示日現在の全ての手持ち業務（本業務は含まない。特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。）の契約金額合計が４億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者であること。なお、複数年契約の業務の場合は、当該年の履行高予定額とし、設計共同体における手持ち業務量は、各構成員の分担額とする。

国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び営繕工事に係るものを除く。）において、予決令85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務を手持ち業務として有する場合には、契約金額合計が２億円未満かつ手持ち業務の件数が５件未満である者でなければならない。

なお、手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円を越える業務をいう。

②　本業務の履行期間中は配置管理技術者の手持ち業務量の契約金額合計が４億円かつ10件を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を調査職員に報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置管理技術者を、以下のアからエまでのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

ア　当該配置管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者

イ　当該配置管理技術者と同等の技術者資格を有する者

ウ　平成24年度以降（過去４年間）の地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置管理技術者と同等以上の平均点を有する者又は平成24年度以降（過去４年間）の同種業務における地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が76点以上である者

エ　手持ち業務量が当該業務の説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

⑻　企画提案書に関する要件　参加表明書を提出する者は、次の事項について企画提案書を提出すること。

①　実施方針

②　業務実施体制

③　特定テーマ

本業務において企画提案を求める特定テーマは、以下に示す事項である。

・河道模型実験を用いて鈴鹿川の河道特性を踏まえた河道計画の検討及び頭首工の予備設計を行う上での留意点に対する対応策

※提案内容の根拠等を説明する補足資料を提出できるものとする。なお、補足資料は提出枚数を限定しない。

４　企画提案書を特定するための評価基準

⑴　企画提案書の評価項目、判断基準及び配点は、説明書のとおりとし、「実施方針」「業務実施体制」及び「特定テーマ」は、ヒアリングを通じた評価を反映し評価する。

⑵　企画提案書の記載内容及びヒアリングでの聞き取り内容において、業務が適切に履行できないと判断される場合は特定しない。

５　手続等

⑴　担当部局　〒514―8502 津市広明町297
国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所経理課契約係　電話059―229―2212　ＦＡＸ059―229―2266
メールアドレス：cbr-keimie@mlit.go.jp

⑵　説明書の交付期間、場所及び方法

①　説明書の交付期間：別表②のとおり。

②　交付場所及び方法：「電子入札システム」又は入札情報サービス（ＰＰＩ）に掲載した業務説明書をダウンロードすることにより交付する。